

# 事業計画書

自 令和5年 4月 1日  
至 令和6年 3月 31日

公益社団法人大分被害者支援センター

## 令和5年度事業計画書

### 公益社団法人大分被害者支援センター

|      |  |
|------|--|
| 基本方針 | <p>公益社団法人大分被害者支援センター（以下「センター」という。）は、事件事故等の被害者その家族または遺族（以下「被害者等」という。）に対し、「決して一人にしない」をモットーに精神的支援をはじめ各種付き添い支援活動等をきめ細やかに途切れなく行う。</p> <p>また、大分県、大分県警察等と連携し、県民の被害者等に対する理解の増進を図り、地域社会全体で被害者等に適切な配慮がなされ、被害者等の尊厳が守られる社会づくりを目指し、積極的、継続的に広報啓発活動を行う。</p> |
|------|--|

|      |  |
|------|--|
| 重点事項 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 質の高い支援を展開するため、若年者、高齢者を問わず、積極的に人材の育成と確保を図り、支援員の質の向上を図る研修等を実施する。</li> <li>2 経済情勢が厳しい中で、支援活動を支えるための財政基盤を確立するためのファンドレイジング活動を実施する。</li> <li>3 大分県、市町村、関係機関等と連携し、被害者支援に対する広報啓発活動を実施するとともに、大分県及び各市町村が制定した犯罪被害者等支援条例の有効な活用を図ってその充実化に努める。</li> <li>4 将来を見据えて、電話等による相談対応の24時間365日化に向けた調査及び研究を行う。</li> </ol> |
|------|--|

| 事業名  | 項目                | 事業内容  | 実施時期等                               |
|--|-------------------|---|-------------------------------------|
| 電話相談<br>及び<br>面接相談等                          | 電話相談              | <p>相談専用電話で被害者等からの相談に応じる。</p> <p>必要に応じて各種情報提供や関係機関・団体等を紹介する。</p>                         | 月曜日から金曜日<br>9時～20時<br>(祝祭日、年末年始を除く) |
|  | メール相談             | 被害者等からの電子メールによる相談に応じる。  |                                     |
|  | 面接相談              | 必要と認められる被害者等に対し、センターの面談室又は適切な場所において面接相談を行う。   |                                     |
|  | 専門家相談             | 専門的な対応が必要なケースについては、弁護士や臨床心理士等の専門家による面接相談を実施する。  | 予約制<br>(土日、祝祭日、年末年始を除く)             |
| 物品の供与<br>又は<br>貸与、役務<br>の提供等<br>による<br>直接的支援 | 緊急支援<br>(危機介入)    | 犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対して、警察や被害者等の要請により、事件現場や病院、被害者等の自宅などで必要な情報提供、相談、生活支援等の支援活動を行う。 | 事件発生直後(随時)                          |
|  | 付添<br>(同行)<br>支援等 | 被害者等からの要請に応じて、病院、弁護士、警察署、検察庁、裁判所、市町村等関係機関への付添支援等を行う。                                    | 随時                                  |
|  | 物品の供与             | 被害者等の不安の除去等必要に応じて再被害や防犯に必要な物品（防犯ブザー等）を貸与する。   |                                     |

| 事業名                    | 項目                    | 事業内容   | 実施時期等  |
|------------------------|-----------------------|--|--|
| 支援活動の調整及び連絡            | 警察からの情報提供             | 犯罪被害者等早期援助団体として、万全な情報管理の下に、警察からの情報提供を受け、犯罪被害発生直後から被害者等のニーズに沿った支援を実施する。   | 随 時  |
|                        | 関係機関・団体との連携強化         | 被害者支援に携わる国、県、県警、市町村及び関係機関団体等との情報交換を密に行い、連携の強化を図る。  |  |
|                        | 全国の被害者支援団体との連携        | 公益社団法人全国被害者支援ネットワークの加盟団体として、全国の被害者支援団体との連携を図る。   |  |
| 相談員、被害者支援ボランティアの養成及び研修 | 被害者支援ボランティア養成講座の実施    | 被害者支援や広報活動等について地域における理解者となることを目的として被害者支援ボランティアになろうとする者を対象に、被害者支援の基礎知識などについて10時間程度の基礎的講座を実施する。  | 年1回実施  |
|                        | センター継続研修の実施           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ センター全スタッフを対象とした継続研修を実施する。</li> <li>○ センタースタッフによる事例検討会を実施する。</li> </ul>  |  |
|                        | 全国被害者支援ネットワーク等主催の研修参加 | <p>公益社団法人全国被害者支援ネットワークが主催する下記の研修に参加させ犯罪被害者相談員等への育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国犯罪被害者支援フォーラム</li> <li>○秋期全国研修会</li> <li>○九州・沖縄ブロック 質の向上研修会</li> <li>○都民センター等他団体主催の実地研修</li> </ul> | 10月 金曜日<br>10月 土曜日・日曜日<br>上半期 7月2日、3日<br>下半期 2月頃 |
|                        | 預保納付金助成事業を活用した人材育成    | 日本財団の預保納付金助成事業を活用して、3か年計画による犯罪被害者相談員の育成を図る。  | 令和4年度から<br>令和6年度まで                               |
|                        | 被害者支援ボランティアの活性化       | 被害者支援ボランティアが積極的にセンター業務に関わり、研鑽をつめるよう、その活動の活性化を図るとともに、犯罪被害相談員等を希望する者に対し、必要な専門的知識・技能を習得させるため、実地研修を実施する。   | 随 時  |

| 事業名                             | 項目                             | 事業内容  | 実施時期等                                    |
|---------------------------------|--------------------------------|---|--|
| 犯罪被害者等<br>給付金の裁定<br>の申請補助       | 申請補助                           | 被害者等の精神的、経済的打撃の緩和を図るため、「犯罪被害者等給付金」の支給裁定申請をしようとする被害者等に対し、申請から給付までの手続きの概要や申請に必要な書類等についての説明を行う。                      | 随 時                                      |
| 被害者・遺族<br>の<br>自助グループ<br>支援     | 自 助<br>グルーブ支援                  | お互いの気持ちを語り合うための被害者等が集うグループの健全な運営を支援するため、会合の際への立会者等の派遣や助言、場所の提供などの支援を行う。   | 随 時                                      |
| 被害者等の<br>実態の調査<br>及び研究          | 調査及び研究                         | 全国被害者支援フォーラムや全国研修に参加し、先進的な被害者支援活動を実践している全国の被害者支援センターとの交流を図るなどして調査及び研究を行い、センターの活動に反映させる。                           | 随 時                                      |
|                                 | 刊行物による<br>情報収集                 | 被害者支援関係刊行物での研究や事例検討会等で研修したことを被害者の心理や現状等の分析に生かし、被害者支援に活用する。  |  |
| 被害者等の<br>支援活動<br>に関する<br>広報及び啓発 |                                | 被害者等の支援について理解を深めるため、被害者等が置かれる環境や過酷な心理的負担など様々な問題を抱えるという実状を伝えるとともに、被害者支援センターの存在について県民に対してより一層の周知が図られるよう広報啓発活動を推進する。 |  |
|                                 | 犯罪被害者支援<br>講演会                 | 年度内 2回開催<br>第1回 大分市以外の市町村で開催<br>第2回 大分市で開催  | 令和5年6月下旬頃<br>令和5年11月下旬頃                  |
|                                 | 市町村・企業等<br>対象の啓発活動             | 市町村・企業等の研修の場を活用した出前講座を実施する。   | 随 時                                      |
|                                 | 中高生対象の<br>啓発活動                 | 県警・県・市町村教育委員会と連携し「命の大切さを学ぶ教室」を実施する。   | 随 時                                      |
|                                 | 被害者支援<br>キャンペーン<br>バザー等の<br>開催 | 「犯罪被害者支援の日」(10月3日)のキャンペーン事業として、バザーを開催する。<br>また、隔年で開催しているチャリティーコンサートを開催する。   | 令和5年9月下旬<br>令和6年2月下旬<br>(バザーとの同時開催も検討する) |
|                                 | 犯罪被害者週間<br>の広報活動               | 犯罪被害者週間の期間中、関係機関・団体と連携した街頭広報活動を実施す  | 令和5年11月25日から<br>同年12月1日まで                |
|                                 | 定期的な街頭<br>広報活動                 | ○大分市中心部<br>(トキハ本店前・竹町ドーム広場)<br>○イオン株式会社協力店舗<br>(幸せの黄色いレシートキャンペーン)   | 毎月 1回実施<br>毎月 11日                        |
|                                 | 広報誌の発行                         | 広報誌「ニュースレター」を発行し、関係機関及び賛助会員等に配布する。  | 年度内 2回発行                                 |

| 事業名                 | 項目               | 事業内容   | 実施時期等  |
|---------------------|------------------|--|--|
| 被害者等の支援活動に関する広報及び啓発 | インターネットを利用した広報活動 | センターの活動内容等について、ホームページやSNSを利用して広報活動を実施する。   | 随時   |
| 財政基盤の充実強化           |                  | <p>センターの活動に要する財源は、公的資金として県からの被害者支援事業等の委託費及び各市町村からの助成金、その他正会員や賛助会員からの会費、募金等の寄附、日本財団からの預保納付金助成事業の助成金などがあるが、今後も安定した財源の確保に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会費収入の増収を図るため、県内各地や関係団体等において個人・法人への賛助会員募集活動を実施する。</li> <li>○ 寄附金のさらなる収入増を図るため、寄附金付き自動販売機及び被害者支援募金箱の設置、「ホンディング・プロジェクト」への参加を呼びかけるなど、関係団体等に対する協力等の依頼を積極的に推進する。</li> <li>○ 県や市町村からの公的支援を安定的・継続的に受けるため、各担当者に被害者支援の必要性やこの支援が犯罪被害者等基本法第22条（民間の団体に対する援助）に基づくものであること等の理解を深める活動を推進する。</li> </ul> | 随時   |
| 総会及び理事会等の開催         | 総会の開催            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回通常総会</li> <li>○ 第2回通常総会</li> </ul>   | 令和5年6月<br>令和6年3月   |
|                     | 理事会の開催           | 原則 年度内2回開催   | 第1回 令和5年5月<br>第2回 令和6年3月<br>その他隨時開催                              |
|                     | 運営会議の開催          | 原則 年度内4回開催   | 第1回 令和5年4月<br>第2回 令和5年8月<br>第3回 令和5年11月<br>第4回 令和6年2月<br>その他隨時開催 |